

桂川町犯罪被害者等支援条例の施行について 総務課 庶務係 ☎65・1100
健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

桂川町では、令和5年4月1日に「桂川町犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的として制定されたものです。役場及び総合福祉センターに犯罪被害者等支援窓口を設置し、犯罪行為により不慮の死をとげた人の遺族や重傷病を負った人を対象に見舞金を支給します。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョつとちゃん」

- 遺族見舞金 30万円
- 傷病見舞金 10万円

私たちは社会生活を送る上で、ある日突然、事件や事故に巻き込まれ、不幸にして大きな怪我を負い、時には生命を奪われるという犯罪の被害者になる可能性が絶対にはいえません。

犯罪の被害者となった本人だけではなく、その家族又は遺族が受ける被害には、

- 一次的被害（犯罪によって直接被る被害）
- 二次的被害（マスメディアや捜査、裁判の過程で加重的に受ける被害）
- 三次的被害（社会的支援体制が未整備のため、通常の家生活を送ることに支障を来す被害）

の3つの態様があると言われてています。

犯罪被害者等は、事件が解決した後であっても、長期間にわたって精神的・経済的にも厳しい状況に置かれるなど、日常生活を送ることが困難になる場合があります。



警察では、主に犯罪被害者等に対する初期的な支援を行い、自治体では行政支援を通じて、犯罪被害者等に対する中長期的な支援を行います。

犯罪の被害者等が少しでも早く被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるようになるため、また、犯罪被害者等を社会全体で支えていくという気運を醸成し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会が実現できるよう、これまで以上に警察、関係機関と緊密に連携協力するとともに、更なる支援体制の強化に向けて取り組んでいきます。

桂川町の最新情報をお伝えします

＼ 押ししてみよう！ ＼

KBC1ch + d ボタン

桂川町の広報 テレビでチェック！

使い方はかんたん！

